

令和5年2月6日
経済産業部
商業課

世田谷区産業振興公社の改革方針の進捗状況

1 趣旨

世田谷区産業振興公社は、令和4年2月に公社設立以降の社会状況の変化を踏まえ、体制と事業の見直しを進める「世田谷区産業振興公社の改革方針」を作成した。このたび、世田谷区産業振興公社から、令和4年度の進捗状況について区へ報告があったので、別紙のとおり報告する。

2 進捗状況報告内容

別紙「世田谷区産業振興公社の改革方針の進捗状況」のとおり。

3 改革方針の進捗を踏まえた区の対応

(1) 分野別の取組みへの対応

区としては、長引くコロナ禍の影響の中で事業者の経営立て直し支援を強化すべきと考えていることから、経営相談および融資あっせん、求人求職マッチング、中小企業者の福利厚生事業の観点から、総合的に区内事業者を支えられるよう、区や東京都中小企業振興公社、各産業団体等と連携した取組みを進めることを公社に促し、その中で固有職員のスキルアップ、育成を図るよう指導調整していく。

また、区内消費を喚起し経済を下支えする観点から、今後増加することが見込まれるインバウンド需要に焦点をあて、経済産業部の取組みとも連携したインバウンド消費誘導策を展開するよう、公社に働きかけを行う。

(2) 財政運営、組織運営に関する対応

当面、コロナ禍や物価高騰の影響により厳しい経営状況下にある区内事業者に対する相談支援や伴走型支援の需要が高まることから、人材面、財政面で引き続き公社をバックアップしつつも、改革方針に基づく固有人材の育成や収益事業の拡大を促すなど、安定的経営に向けた公社改革の推進を指導、調整していく。

令和 5年 2月 2日
世田谷区産業振興公社

世田谷区産業振興公社の改革方針の進捗状況

1 改革方針について

公益財団法人世田谷区産業振興公社（以下「公社」と記述）では、公社設立以降の社会状況の変化を踏まえ、公社が引き続き区や民間セクターに対して優位性を保ちながら事業を実施していくため、体制と事業の見直しを進める改革方針を令和4年2月に策定した。

令和4年度までの進捗状況を報告するとともに、5年度も引き続き改革を実行する。

2 進捗の総括

公社ではコロナ禍に苦しむ中小事業者の経営支援、雇用確保など着実に支援を進めた。

窓口サービスに関して、人材や経費の有効活用、利用者の利便性向上の観点からリモートや電子申請等での対応を充実させた。対面式が有効な場面やデジタル対応が難しい方などに配慮しながら、対面式を原則廃止し、手法の有効性などから対面式を行う場合には予約を必須とするよう見直した。

令和3年度は法人会計への補助金充当により、事業運営積立金の取り崩しを行わなかったが、今後も公社が自立し、区内中小事業者に対して安定したサービス提供が図られるよう、引き続き自主財源の獲得に向けた努力を続ける。

3 各分野の進捗状況

改革方針で示した行動計画について、主要4事業の進捗状況は以下の通りである。

(1) 融資あっせん・経営相談

融資あっせんでは、令和3年度同時期の倍にあたる2,010件（12月時点）をあっせんし、中小企業経営改善補助金等とあわせ、区内中小事業者支援を着実に実行した。

コロナ禍を経て、融資返済や事業の継続・転換・承継等の多様な事情を抱えた相談への対応強化のため、経営支援コーディネーター事業を拡充し、個々の相談者の課題に丁寧に対応する、訪問を主とした「中小事業者伴走型支援」を実施する。

また、経営相談の迅速化、合理化のため、融資・相談などの予約・相談内容管理等についてシステムを見直し、データ分析による事業検討や利用者への情報発信等に活用する。

(2) 雇用・就労

おしごとカフェ事業者についてプロポーザル方式により選定し、令和4年度から新たな事業者のもと、丁寧なカウンセリング支援を充実させ、就職件数が増加した。また、コロナ禍にあってセミナーの受付や講義のオンライン化を開始し、令和3年度同時期の2.5倍にあたる5,082人が参加（12月時点）するなど求職者への支援を向上させた。

事業者に対しては、人材不足産業への支援として介護、建設等の業界理解を促進するセミナー・面接会を開催し、人材確保につなげたほか、ハラスメント相談窓口事業を開始し、区内中小事業者の相談体制を支援した。また、小規模な介護事業者などの求人支援に世田谷区福祉人材育成・研修センターと連携して取り組む。

(3) 勤労者福祉（セラ・サービス事業）

セラ・サービスでは、単独で福利厚生制度の導入が困難な区内中小企業に対してサービスを提供している。改革方針に基づき、セラ・サービス事業の改革を進めるため、会員及び事業者へのアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果を踏まえ、「利用施設の24時間申込み可能、チケットのデジタル化、キャッシュレス化」等による利便性の向上及び「利用施設の拡充・拡大」を実施するため、令和5年度より福利厚生代行会社への事業委託を本格実施する。

セラ・サービス独自事業については、会員に好評な特産品（食品・くだもの等）の割引販売を交流自治体と連携を図り拡充する。また、健康事業ではストレスチェックが義務化される事業者に対して、令和5年度から助成を実施する。

今後のセラ・サービス事業内容について、更なるサービス向上や利用拡大を図るため、会員との意見交換を実施する組織づくりを進める。

(4) 地域活性・観光

東京2020大会を終え、観光事業は公社として事業を実施することはせず、「まちなか観光交流協会」に参加する団体の連携した取組みを支援し、地域活性の一環として取り組むこととした。同協会は、2020大会以降も参加団体が増え100団体を超えた。今後、一層の活性化を目指し、名称、同協会と事務局としての公社の役割や組織の明確化、事業等の経費負担のあり方等を参加団体・関係者と協議し、見直しを図る。

観光ボランティアガイドはコロナ禍で活動が減少していたが再開されつつあり、東急沿線イベントとの連携などを行った。今後も、様々な経験・能力・意欲を生かし、区民参加、地域人材の活用事業として推進する。

「世田谷みやげ」を活用して地域経済活性化を図るため、対象を「商品＝モノ」だけでなく「体験＝コト」に拡充するとともに、「世田谷みやげ」のブランド力向上のため、以下の取組みを進める。

○選定品の年度管理を進め、刷新による魅力向上を図るとともに、世田谷みやげの知名度やブランド力向上に事業者の協力を求めていく。

○地域経済活性化に関わる関係団体との共催関係を見直す。また、地域経済活性化に関わる企業・団体から冊子やHPへの広告掲載等で幅広い協力を呼びかける。

○認知度の一層の向上のため、デジタル媒体の強化や区内イベントへの出店を増やす。

川場村などの自治体との連携は、区内イベント等での販売機会の提供などの連携を強化し、交流と区内のにぎわいの創出を進める。そのため、公社では世田谷川場ふるさと公社と協定を締結する。

4 持続可能な財政運営

(1) 交流自治体との連携による世田谷みやげの刷新、世田谷みやげの出店費の検討や広告料収入の確保などとともに、新たな自主財源の確保を進める。

(2) 産業プラザのスペースを活用した自主財源の確保を図る。

5 組織運営について

職員の年齢構成に偏りがあり、継続的な事業を運営体制の構築のため、公募による職員選考を行い、30代から50代の多様な経験を有する人材を採用した。